

# 障がいがある人の権利擁護のために

## レジュメ

令和3年2月5日

社会福祉士・精神保健福祉士・弁護士 太田 晃 弘

### 【講習内容について】

今回は書面開催となります。下記の要領で進めてみてください。

- ① パワーポイントの資料を読む。
- ② 下記「第1」の確認問題を解いてみる。 → 答え合わせをしましょう。
- ③ 下記「第2」の事例検討に取り組んでみる。 → 振り返りシートをみてください。

## 第1 人権について 確認問題

下記  ないし  に最もふさわしい選択肢を選んでください。

憲法に書いてある基本的人権は、

- ① 基本的に国との関係で主張できる
- ② 私人間でも直接適用される
- ③ 特定の人しか主張できない

ものであるので、施設などでの虐待においては、

- ① 人権が問題になることはない。
- ② 憲法が直接適用され、被虐待者は人権侵害の主張ができる。
- ③ 民法などの解釈の中に人権の考え方を反映させていくことになる。

したがって、我々庶民が生活をしていくうえでは、

- ① 人権のことを考える必要はない。
- ② 職場において人権を考える必要があり、それ以外の場面で人権は無関係である。
- ③ 人権擁護の視点を踏まえた振る舞いをすることが重要と思われる。

## 第2 事例検討

### 【事例】

XとBは平成18年頃から交際を始め、平成21年、両者間に子が生まれた。Xは、平成21年5月、交通事故に遭い、高次脳機能障害等が残存した。XとBは、平成24年4月23日、婚姻届を提出した。

X名義の〇〇銀行預金口座に、平成23年8月から平成24年11月にかけて、上記交通事故の損害賠償金合計8200万円が複数回にわたって振り込まれた。

Xは、平成24年9月7日、保佐開始の審判(保佐人はB。ただし代理権付与はなされていない)を受けた。

Xは、平成24年10月20日、夫婦喧嘩でBから左胸を拳で殴られたなどと訴えて、交番に駆け

込んだ。警察署員は、Xの右肘に擦過傷を認めるなどしたことから、Xの住所地であるY区担当者にその旨を通報した。その際、Xは、Y区担当者に対し、「警察から離婚を勧められて悩んでいる。Bからは『金を取ったら用なしや』と言われているが、子どもと一緒にいたい」旨を述べた。

Xは、同年11月下旬、Z施設に入所し、同所で生活することとなった。その際、Z施設では、上記のとおり各事実関係について申し送りを受けた。

施設入所後も、Xの預金は保佐人Bが管理しており、施設利用にあたって必要な各種経費(月額約6万円)について、滞納するようになった。その滞納額は平成25年11月末日現在で6か月分に及んでいる。当初、Bは、月1回程度、Xに面会をしていたが、このころにはほとんど面会に来なくなった。

Xは、平成25年12月のケース会議において、「Bと離婚すればお金をすべて持っていかれるから離婚したくないが、持っていかれないのであれば離婚したい」「Bに金銭を管理されることで気遣う面もあるが、困ることはないのでそのままでも問題はない」などと述べた。

問1 Xさんの現在の生活をめぐってどのような虐待リスクがあるでしょうか

問2 平成25年11月末段階で、Z施設職員としては、どうすべきでしょうか。

問3 ケース会議(平成25年12月)でのXさん発言をどう捉えるべきでしょうか。

以上